明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務一一）　一
○大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境四）　三
〔告示〕
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（総務五五）　三六
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同五六）　三七
〔公告〕
官庁
諸事項
製造たばこ小売定価関係　二九
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒処分関係　五〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六〇
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三日

総務大臣　金子　恭之